

主要各国における個人情報保護制度の概要とメディア関係規定

1. 主要各国における制度の概要

【ドイツ】「連邦データ保護法」(1977年制定(1990年、2001年改正))

公的機関及び民間機関の双方を包括する包括法であるが、規制のレベルが異なる。

また同法により監督機関(連邦データ保護監察官)が設置され、公的機関を監督するとともに、民間機関は州の監督官庁が監督している。

【イギリス】「データ保護法」(1984年制定(1998年改正))

同法は、公的機関及び民間機関の双方を規制する包括法である。

同法により監督機関(データ保護コミッショナー)が設置され、個人情報を利用する公的機関・民間機関は同コミッショナーへの届出が必要とされている。

【フランス】「情報処理・データファイル及び自由に関する法律」(1978年制定(現在改正法案提出中))

同法は、公的機関及び民間機関の双方を規制する包括法である。

同法に基づき監督機関(情報処理及び自由に関する国家委員会(CNIL))が設置され、個人情報を利用する公的機関・民間機関は同機関への届出が必要とされている。

2. 各国のメディア関係規定

【ドイツ】報道機関等については州の管轄権とされているが、連邦データ保護法では、州法により、報道関係企業等による報道等の目的で個人情報が利用される場合、データの秘密保持、安全管理措置、前二者にかかる損害賠償、業界団体によるガイドライン作成、に関する規定が適用されるよう定めることとされている。

また、連邦法が適用される放送局には、上記のほか、本人から反論があった場合の記録の保存義務、蓄積データの開示・訂正請求が規定されている。

【イギリス】イギリスでは、ジャーナリズム等の目的による個人情報の処理については、本人からの開示請求、利用停止請求等多くの規定について適用を除外しているが、安全保護措置については適用することとしている。

【フランス】フランスでは、新聞・出版及び放送機関が処理する個人データについては、基本的には各規定は適用とされるが、個人データの国際間移動のCNILの許可に係らしめること、及びセンシティブ情報収集禁止規定については、適用しないこととしている。

()フランスでは現在改正法案を提出中であるが、報道等の適用除外規定について、保存期間の制限、センシティブ情報の処理制限、個人データ処理の事前届出、利用目的の本人への通知等、本人からの開示・訂正等の請求、についての規定について、その適用を除外することとしている。

()なお、アメリカでは、民間部門については、特定分野を対象とした個別法により規制されており、全分野を包括した法律が存在しないため、マスコミ分野との調整の必要が生じない。